

広島県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年二月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野川福富本郷線	三原市本郷南六丁目七七二番一地先から 三原市本郷南六丁目五二二五番六地先まで	令和六年一月一日
	三原市本郷南六丁目四九四七番三地先から 三原市本郷南六丁目四九七〇番地先まで	